

砂川市訓令第38号

令和4年6月17日

砂川市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する訓令

砂川市介護保険料減免取扱要綱（平成 16 年訓令第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項第 2 号ア中「令和 3 年度」を「令和 4 年度」に、「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで」に改め、同号イ前段中「令和 2 年度」を「令和 3 年度」に、「令和 3 年 4 月」を「令和 4 年 4 月」に改め、同号イ後段を削り、同項第 3 号中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この訓令は、令和 4 年 6 月 1 7 日から施行する。